

『ヴィッテンベルク一致信条』の成立と 福音派都市ウルムの宗派政策

岩 倉 依 子

はじめに

近年、ドイツ近世史を、16世紀前半の宗教改革に注目するだけでなく、宗教改革を起点とする「宗派の時代」(das konfessionelle Zeitalter)として、16世紀から17世紀半ばにいたる長いスパンで捉えようとする傾向が顕著である。ルターによって1517年に宗教改革の火蓋が切られるまで、ヨーロッパ・キリスト教社会における、正統派教会はカトリック教会唯一つであった。宗教改革はこの状況に終止符を打ち、キリスト教世界に複数の教会、つまり宗派を生み出すことになった。カトリックに対抗する最初のプロテスタント宗派として誕生するルター派が正統宗派(正統教会)として承認されるのは、周知のように、1555年の「アウクスブルクの宗教和議」のときであり、カルヴァン派が二番目のプロテスタント宗派として公認されるのは、三十年戦争を終結させた1648年のウェストファリア条約のときである。

これらのプロテスタント宗派は、成立まもない時期から、それをカトリックに代えて受けいれた世俗権力と結びつき(国家教会)、近世の国家と社会の形成に重要な役割を果たしていったのである。この宗派の時代に、各宗派がそれぞれの信仰告白(Bekenntnis/ Konfession)をはじめて公にしたのが、1530年のアウクスブルクの帝国議会であった。信仰告白とは各宗派の信仰の基本的な考え方を表す文書であると同時に、国家教会の形成を通じて教会と結び

ついたヨーロッパ近世国家の一つの法的基盤でもあった⁽¹⁾。

当時のドイツ（神聖ローマ帝国）は、諸侯の支配する領邦国家と、皇帝に直属する帝国都市とから成っていたが、1530年にはすでにいくつかの領邦国家と帝国都市は公式に宗教改革を導入し、「福音派」（プロテスタント、宗教改革派）になっていた。この帝国議会で皇帝カール5世が冒頭から宗教改革を禁止する態度で臨むと、これらの福音派諸都市・諸領邦は、皇帝に自分たちの信仰告白を提出して弁明を行った。当時、福音派はドイツからスイスにまで広がっていたが、福音派の内部にも宗派があり、北ドイツを中心とするルター派とスイスを中心とするツヴィングリ派が主なものであった。ツヴィングリ派はそれ自体一枚岩ではなく、西南ドイツのツヴィングリ派諸都市は、ツヴィングリ派の本家であるスイス・ツヴィングリ派とは異なる独自の一派を形成しつつあった。福音派各派はルターの改革理念（信仰義認、万人司祭主義、聖書主義等）は共有しながらも、微妙に異なる信条を掲げていた。その違いは、後述するように、とくに聖餐論をめぐる問題に現れた。

ともかくこの帝国議会で、上記の福音派三派はそれぞれ独自の信仰告白を皇帝に提出した。すなわち、ルター派は「アウクスブルクの信仰告白」（*Confessio Augustana*）、スイス・ツヴィングリ派は宗教改革者ツヴィングリの手になる『信仰の弁明』（*Fidei Ratio*）、西南ドイツ・ツヴィングリ派諸都市は『四都市信仰告白』（*Confessio Tetrapolitana*）である⁽²⁾。しかしその後福音派をとりまく状況の変化（とくに皇帝側からの圧力と懐柔など）により、上記三派のうち西南ドイツ諸都市は、16世紀半ばにかけて、ツヴィングリ派からルター派に移っていった。この西南ドイツ諸都市の一つが帝国都市ウルムである。ウルムはシュトラースブルクとともに、西南ドイツ福音派の主導的役割を果たした都市である。

筆者はこれまでの研究で、ウルムの宗教改革の過程を考察してきた。まずウルムの宗教改革導入の過程を分析し⁽³⁾、つぎに宗教改革導入後の教会改革を考察するため、アウクスブルクの帝国議会の翌年（1531年）にウルムが独自に作成した信仰告白『十八の信仰箇条』（18 Artikel）の内容を分析して、その

ツヴィングリ派としての特徴を確認した⁽⁴⁾。本稿はこの時期に続くウルムの動きを扱うものである。この時期のウルムに起きた大きな出来事は、以下に述べる『ヴィッテンベルク一致信条』(Wittenberger Konkordie/ 以下、「一致信条」と略記)への署名である。

ルター派とツヴィングリ派は1520年代半ばから教義上の対立を引きずっており、その解決が懸案となっていた。その結果ルター派と西南ドイツ・ツヴィングリ派諸都市の妥協として1536年に成立したのが、ドイツ福音派の統一信仰告白「ヴィッテンベルク一致信条」である。この「一致信条」を通じて全ドイツ福音派の教義上の統一が実現し、福音派による一つの教会共同体が成立したといわれている⁽⁵⁾。しかし実のところ、この「一致信条」は、両派の歩み寄りというよりも、西南ドイツ諸都市のツヴィングリ派の神学者たちが、ルター派に受け入れられる信仰告白(特に聖餐論をめぐる部分)を提示し、自ら妥協の姿勢を示すという形で成立したものである⁽⁶⁾。これは、西南ドイツ・ツヴィングリ派諸都市がルター派へ転換したことを意味するのであろうか。ウルムに関しては、この「一致信条」への署名によって、ウルムはルター派へ転換し、またこの転換の立役者は、「一致信条」の成立に最も深く関わったウルムの「ルター派」神学者マルティン・フレヒトである、ということがしばしば言われてきた⁽⁷⁾。

筆者は以下で、「一致信条」成立の過程を再検討し、ウルムの宗派変更は「一致信条」の時期には起きていないこと、またウルムの宗派変更に中心的役割を果たしたフレヒトはルター派ではなく、むしろツヴィングリ派に近い立場にいたことを示したい。そのために、この時期に交わされた関係者の種々の手紙および諸会議の記録等を手がかりに、「一致信条」成立をめぐるウルムの聖職者(教会)と市当局(国家)の取り組みを明らかにしたい。そこから、ツヴィングリ派からルター派へ「転換」したとされる時期においても、ウルムは基本的には依然ツヴィングリ派の立場を守っていたこと、又この宗派問題に対する聖職者と市当局の取り組み方にどんな齟齬があったかを考察してみたい。

1. 『十八の信仰箇条』と『ヴィッテンベルク一致信条』

まず本章では、『十八の信仰箇条』と『一致信条』の成立の事情、及びこれらの内容の宗派的特徴を明らかにする。

ウルムでは、1530年11月に市民の選挙によって宗教改革の導入が決定され、これをもって正式にツヴィングリ派都市となった。その後1531年6月に公布された信仰告白が『十八の信仰箇条』である⁽⁸⁾。これを作成したのは、ウルム及びウルム市当局が招いた西南ドイツ・スイスのツヴィングリ派の3都市(シュトラースブルク、コンスタンツ、バーゼル)の神学者たちである。これら4人の神学者は、ウルムがコンラッド・ザム、以下、上記都市順に、ブツァー、ブラーラー、エコランパディウスである。この信仰告白には、福音主義信仰・教会・礼典・礼拝・キリスト教的諸習慣・統治権力について書かれており、その後のウルムの教会改革の指針となるものであった⁽⁹⁾。

この6年後に上述の『一致信条』が成立するのであるが、その背景には、当時のドイツ内で福音派の領邦と都市がおかれていた複雑な政治的・神学的事情があった。福音派諸都市・諸領邦は、1531年2月にシュマルカルデン同盟を成立させた。これは、皇帝を頂点とするカトリック勢力に対抗するための防衛同盟である。しかし、その後皇帝が福音派に対し、ツヴィングリ派を除外してルター派とならば和を結ぶという条件で、福音派に対する懐柔を試みると、ウルムなど西南ドイツ・ツヴィングリ派諸都市は不本意ながら、1532年4月、ルター派信仰告白である『アウクスブルクの信仰告白』と『信仰告白の弁明⁽¹⁰⁾』(Apologia confessionis)に署名した(シュヴァインフルトの同盟会議)。この結果、同年7月に皇帝と福音派の間に妥協が成立したのである(『ニュルンベルクの和解』)。

しかしこれは、西南ドイツ諸都市がルター派信仰告白を受け入れたことを意味するだけで、従来のツヴィングリ派の信仰告白を放棄したということではない。このことは、この会議で西南ドイツ諸都市の代表が、自分たちの『信仰告白とともに、諸侯(ルター派)の信仰告白(『アウクスブルクの信仰告白』)

を告白し、受け入れる⁽¹¹⁾」(括弧内、筆者)と表明していることからもうかがえるのである。ところが、その後、福音派同盟のリーダーであったザクセン選帝侯が、「ルター派とのみ和平を結ぶ」という皇帝の意向に沿うべく、西南ドイツ・ツヴィングリ派諸都市との同盟を延長することや、新たな西南ドイツ・ツヴィングリ派都市がシュマルカルデン同盟に加わることに對して難色を示し始めたのであった⁽¹²⁾。

この問題の背後にあるルター派とツヴィングリ派の間の宗派的対立は、上述のようにすでに1520年代半ばから存在し、両派の教義的統合の試みは、1528年のマールブルクでの会談から始まっていた。しかし、明確な妥協にはなお障害があった。それは「聖餐論」である。つまり聖餐において、キリストはどのような仕方でそこに存在するか、という解釈の問題であった。上述のアウクスブルクの帝国議会で提出された、福音派の3つの信仰告白の考え方は、この問題についてそれぞれ異なっていたのである。

西南ドイツ福音派諸都市は、シュマルカルデン同盟を延長すべく、また教義上の対立を克服すべく、積極的な活動を展開してゆく。この努力は最終的にザクセン選帝侯とルターとを動かし、1535年12月、以後10年の同盟の延長と、アウクスブルクをはじめとする新たな西南ドイツ・ツヴィングリ派都市の加盟が承認され、翌1536年5月に、『ヴィッテンベルク一致信条』が、ドイツ福音派の神学者たちによって署名されたのである。この日の署名には、もちろんウルムの神学者も加わっている。

では「一致信条」の成立によって、ウルムの教義的立場は、1531年の『十八の信仰箇条』からどのように変わったのだろうか。『十八の信仰箇条』と『一致信条』の内容をを比較してみたい。

1) 『十八の信仰箇条』

宗派間の教義的統一を阻む最大の争点は聖餐論であった。『十八の信仰箇条』で聖餐論を扱うのは第6条である。ここには、まず以下のように記されている。「キリストの聖餐を、キリストの記念のために (zu seiner gedechtnuß), そ

して、キリストの死を告知し、永遠の命のために、魂がキリストのからだを食し、すなわち、真のキリスト者の生活において強められ成長するために、執り行うべきである⁽¹³⁾。この箇条の冒頭に「キリストの記念のために」とあるが、聖餐をキリストの「記念」ととらえる見方はツヴィングリの聖餐論である。ツヴィングリは、1523年にチューリヒで公布された『六十七箇条』において、聖餐（ミサ）を次のように定義している。「ミサは犠牲ではなく、（キリストの）犠牲の記念、キリストが私たちに対し提供された救いの保証である⁽¹⁴⁾」（括弧内筆者）。

さらに、第6条には「キリストのからだを食すのは「魂」、とある。聖餐を「魂の食事」と捉えるのもまた、ツヴィングリの聖餐論である⁽¹⁵⁾。したがって、ツヴィングリ派都市として宗教改革を導入したウルムの聖餐論は、当然のことながら、第一にツヴィングリの立場にたっているといえよう。

だが一方で、「キリストのからだを食し」という表現に、ルター派への接近がみられる。ルター派信仰告白「アウクスブルクの信仰告白」は、聖餐をつぎのように表現している。「キリストの真のからだを食し、聖餐におけるパンとぶどう酒の形の下で現在し（gegenwärtig）、そこで分け与えられ、受け取られる⁽¹⁶⁾」。ルターの聖餐論の中心は、キリストのからだを食す「真の實在（Realpräsenz）⁽¹⁷⁾」である。すなわち、聖餐におけるパンとぶどう酒の中にキリストのからだを食し、聖餐に加わる者は、パンとぶどう酒を食することによって、キリストのからだを真に食するのである。

このように、ウルムの「十八の信仰箇条」の聖餐論は、「キリストのからだを食す」のは「魂」とするツヴィングリ主義の立場に立ちながらも、ルター派的聖餐解釈にも一定の接近を示しているのである。

ところで「十八の信仰箇条」には、世俗権力に関する箇条がある。これは「一致信条」に対応するものではないが、「十八の信仰箇条」が改革の当初に世俗権力をいかに規定したかは、見落とすことのできない問題であるので、この箇条を確認しておこう。

第16条が世俗権力に関する箇条である。そこには、まず「すべての統治権力 (öberkayten) は、神によってたてられたものである」とある。「それゆえ、統治権力は、その臣下に真にキリスト教的な教えが誠実に広められ、それに反することが語られたり、行われたりすることを排除するという任務を果たさなければならない⁽¹⁸⁾」。

このような意味において、ウルムの統治権力は「キリスト教的統治権力」である。その権限は、世俗の事柄だけでなく、「キリスト教的な教え」に関わることに及び、それを監督する任務をも担ったのである。これもまたツヴィングリ派特有の統治権力観である⁽¹⁹⁾。ウルムの統治権力である市参事会は、したがって、政治的問題のみならず、宗教的問題における最高の決定機関としても、宗派の時代に対応してゆくことになる⁽²⁰⁾。

2) 『ヴィッテンベルク一致信条』

西南ドイツ・ツヴィングリ派都市で、「一致信条」の成立にむけて最も活躍したのは、シュトラースブルクの神学者ブツァーであった。1534年12月、コンスタンツに集まった西南ドイツ・ツヴィングリ派諸都市の神学者たちは、ブツァーの提案する、従来よりもルター派に接近した聖餐解釈で合意に至った。その直後、ブツァーは全権を委ねられ、カッセルでルター派神学者メランヒトンとの会談に臨むのである。この結論を下敷きに、1536年5月に開催されたヴィッテンベルクの神学会談が実現する。ここで西南ドイツ・ツヴィングリ派諸都市の神学者とルター派神学者の間で成立した合意が、「一致信条」である⁽²¹⁾。

『十八の信仰箇条』の聖餐論に対応する部分を見てみよう。『一致信条』は、聖餐におけるキリストのからだと血の「真の實在」について、次のように表現している。「キリストのからだと血は、パンとぶどう酒とともに (mit)、実際にそして本質的にそこにあって、授けられ、受け取られる」。これは、ほぼ『アウクスブルクの信仰告白』にしたがった表現になっている。聖餐において、キリストのからだと血は真に受け取られるのである。これは、キリストのか

らだと血の「真の实在」を認めている。すなわちルター派に大きく接近した表現になっている。しかし、このことは、パンがキリストのからだそのものであることを意味していない。ここに「アウクスブルクの信仰告白」との解釈の違いが存在する。『アウクスブルクの信仰告白』にある、「キリストの真のからだと血は、聖餐におけるパンとぶどう酒の形の下で (unter) 現在し」の「下で」は、キリストのからだと血が、聖餐におけるパンとぶどう酒そのものであることを意味している⁽²²⁾。一方『一致信条』では「下で」のかわりに「ともに」という表現がもちいられている。これは、パンとキリストのからだは同時にそこにあっても、両者は区別が可能であって、キリストのからだはパンそのものを意味しないのである。『一致信条』の冒頭には、サクラメント (秘蹟。ここでは聖餐のこと) には二つのもの、すなわち「天的なもの」と「この世的なもの」がある、というただし書きがなされているが、前者すなわちキリストのからだ、後者すなわちパンは、あくまで別のものとして認識されているのである。ここに、ブツァーをはじめとする西南ドイツの解釈が生かされている⁽²³⁾。したがって、「サクラメント的な一致」においてのみ「パンはキリストのからだ」なのであり、「キリストのからだは場所的に、すなわち空間的にパンの中に含まれている」とは認めないのである。ルターの、「キリストのからだは真に、パンの中でそしてパンとともに食べられ歯でかみ砕かれる⁽²⁴⁾」という、パンとキリストのからだの空間的、物理的一体化の主張とは、依然明確に区別されているのである。

したがって、この表現は、西南ドイツ・ツヴィングリ派が、自らの基本的な聖餐解釈を維持しつつも、ルター派の承認を得られるぎりぎりのところまで譲歩した結果であり、その意味でルター派ともツヴィングリ派とも異なる独自の聖餐理解といえよう。

では、この『一致信条』の聖餐の規定は、ウルムの『十八の信仰箇条』の規定とどのような関係にあるだろうか。

『十八の信仰箇条』においては、キリストのからだと血は、魂によって食されるのであって、实在としては理解されていない。このことは、カトリック

のミサを批判する箇所にも、一層明確に表現されている。司祭がミサにおいて、「パンをキリストのからだに、ぶどう酒をキリストの血に変化させること、あるいは、キリストのからだと血を、パンとぶどう酒の中に入れること」は、「恐ろしくおぞましいこと (erschrocklichen greuel)」であり、そのように定めることは、「呪うべきはなはだしい誤りである⁽²⁵⁾」。この点からみるかぎり、聖餐におけるキリストのからだと血の实在を認める「一致信条」は、『十八の信仰箇条』とかなりの距離をもっているという印象を与えることは確かであろう。しかし、上述のように、「一致信条」でもキリストのからだは「天的なもの」であり、空間的にパンの中に实在するものではないのである。この限りで、「一致信条」の「实在」は、『十八の信仰箇条』の「魂の」飲食という枠組みの内部に留まっているといえる。

2. ウルム聖職者と『ヴィッテンベルク一致信条』

ウルムで1531年に宗教改革が導入されて以来、「一致信条」が成立する時期にかけてウルムの聖職者の第一人者であったのは、ザムとフレヒトである。本章では、この2人の宗派的立場と、「一致信条」成立にむけての聖職者の取り組みを明らかにしたい。

1) ザムの活躍とその影響

ザムは1524年、ウルムがまだ宗教改革を正式に導入する以前に、福音派市民の要求に応えるかたちで、市参事会から福音派説教師として任命された⁽²⁶⁾。ザムの任命によって、ウルムの福音派運動は大きく展開してゆく。最初の説教には、1万人の聴衆が集まったといわれている⁽²⁷⁾。

1524年初頭のウルムの福音派は、圧倒的にルター派の影響の下にあった。しかし、ちょうどこの時期、チューリヒではツヴィングリのもとに宗教改革が進行していた。このチューリヒの宗教革命を契機にウルム福音派はルターの本拠地ヴィッテンベルクよりも地理的にはるかに近いチューリヒとの関係

を深めていくことになるのである⁽²⁸⁾。このような転換期に福音派説教者として任命されたザムは、ツヴィングリ派の説教師であった。

ザムが確信的なツヴィングリ主義者であることは、すでに1526年夏のザムの説教に現れている。この年からルターとツヴィングリの間では、本格的な聖餐論争が始まっていた⁽²⁹⁾。この説教でザムは、聖餐が「感謝の表明 (...) であり、記念」以外のなにものでもないことを主張する。さらに、「霊的な食事」であることを繰り返し述べている⁽³⁰⁾。これは、上述のように、ツヴィングリの聖餐論に他ならない。この年、ザムはさらに聖餐について『慰めの小冊子』(Trostbüchlein)を著し、「肉は何の役にも立たない」と強調して、聖餐におけるパンとぶどう酒の真の存在を主張するルターの聖餐論を非難し、これをツヴィングリに贈った。以後2人の交流はツヴィングリが死ぬまでつづく⁽³¹⁾。このように、ザムがツヴィングリとの関係をしだいに深めていくともなっており、ウルムの福音派では1520年代後半、ツヴィングリ派が定着していった⁽³²⁾。

1530年に宗教改革がウルムに正式に導入された後、ザムは福音派説教師として市参事会から任命され、説教師として、市民にもっとも影響力をもつ立場を引き続き受け持つことになる⁽³³⁾。ザムの影響力の大きさは、ザムの作成した教理問答書(カテキズム)にもみることができるだろう。これは1528年に出版され、『青少年のキリスト教教育』(Christliche Unterweisung der Jugend)というタイトルをもつが、その主な内容は、信仰、主の祈り、十戒についてである。このカテキズムは、学校で子供のために用いられただけでなく、広く教会における信徒の教育にも用いられ、ウルムの市民に福音主義信仰の基本的基盤をあたえたのである⁽³⁴⁾。

2) フレヒトの活躍と『ヴィッテンベルク一致信条』

フレヒトは、ウルムに宗教改革が導入された直後の1531年10月に、説教者としてではなく、聖書を講義する教師として招聘された。フレヒトはザムが1533年に死ぬまで、ザムのよき協力者であった。ザムの死後、ザムの後任と

して説教者となり、以後、ウルム聖職者の指導的役割を担うのである⁽³⁵⁾。

『一致信条』成立にむけての聖職者の取り組みは、もっぱらフレヒトによって進められることになる。この経緯を追いながら、まずフレヒトの宗派的立場を確認してみよう。

フレヒトがウルムに招聘される前の1531年、ルターは、マグデブルクの宗教改革者アムスドルフへの8月26日付けの手紙で、以下のようにウルムのことに触れている。「アウクスブルクでは、サタンがサクラメントの敵の中を荒れ狂っている。ウルムでもおなじことが起こっている⁽³⁶⁾」。ここにある「サクラメントの敵」とはツヴィングリ派のことを指すもので、この時期ウルムにいかにか深くツヴィングリ派が根を張っていたかということと、西南ドイツ・ツヴィングリ派都市に対するルターの敵視を示している⁽³⁷⁾。フレヒトはこの直後の10月にウルムに招聘される。キルンはこの招聘がザムの希望に基づいていることを指摘しているが、この後の2人の協力関係を考えても、この時期のフレヒトが、ザムと著しく異なる宗派的立場にあったとは考えにくい。

1531年11月、バーゼルの神学者エコランパディウスが死ぬと、ザムとフレヒトは連名で、コンスタンツの神学者ブラーラーに、12月4日付けの手紙を書いている⁽³⁸⁾。ここで2人はエコランパディウスの死を悼み、ツヴィングリの死(1531年10月)について、またひとりツヴィングリ派神学者を失ったことにより、「我々の党派」がルターの聖餐論に組み込まれてしまう危険性を危惧している⁽³⁹⁾。そしてブラーラーに対し、いかにルター派を説得することができるか、意見を求めている。この手紙は、2人の連名ながら、すべてフレヒトによって書かれたものである⁽⁴⁰⁾。したがって、この時期のフレヒトは、完全にツヴィングリ派の立場とみることができるだろう。

この後、上述のように、同盟の延長があやぶまれる状況に陥ると、西南ドイツの神学者たちはシュトラースブルクのブツァーを中心として、聖餐論の積極的な調停交渉をはじめめる。これをザムとフレヒトは支持し、ザムの死(1533年6月)後も、フレヒトはブツァーのこの路線を押し進めてゆく⁽⁴¹⁾。

1533年2月20日付けの、ザムとフレヒトからブラーラーへの手紙からは、ブツァーの調停が始まった事情がうかがえる。この手紙もまた、フレヒトによって書かれたものであるが⁽⁴²⁾、ここでは、ブツァーによって、「教会の統一についての対話」がはじめられたことが記され、ブツァーが、敬虔かつ適切な方法で聖餐論の一致へと導くことを期待している。一方ルターについては、「反対意見すべてに我慢のできないルター」「名声に突き動かされたルター」「いつも血気盛んなルター」と、批判的な評言が散見し、しかも「内から狂気の火をつけようとしている」ルターに対して「(我々の) 主張を貫徹しなければならぬ」と言っている。そしてブラーラーに対して、この問題に関するブツァーとの協議を要請している⁽⁴³⁾。

フレヒトの神学的立場がブツァーの立場と一致していることは、シュトラースブルクの市長シュトルムの手紙に明言されている(1534年11月23日付けのシュトルムからウルム市長宛の手紙⁽⁴⁴⁾)。

この直後(1534年12月)、カッセルでブツァーとメランヒトンの会談が行われた。この会談は福音派一致信条成立への見通しを大きく切り開くが、ウルムの聖職者は、1535年9月に、その見通しが一層明確になった知らせをアウクスブルクから受け取ると、ルターに手紙を書き、「サクラメントの悲惨な分裂が深い悲嘆をもたらした時期」がおわることに期待をよせ、「真の信仰と一致」をウルムも享受できるよう、懇願している⁽⁴⁵⁾。

このようにフレヒトは、聖餐論に関するブツァーの調停を積極的に推進した。そればかりか、ツヴィングリ派であるスイスを『一致信条』に引き入れるため、ブツァーとともに努力している。カッセルにおけるブツァーとメランヒトンの合意の直後である1535年1月に、フレヒトはブラーラーに宛てた手紙で、カッセルの合意がスイスに受け入れられる様、ブツァーかブラーラーがスイスに働きかけるよう、希望している⁽⁴⁶⁾。この努力は、『一致信条』成立後まで続くのである⁽⁴⁷⁾。

なおフレヒトの聖餐論は、1549年にフレヒトがウルムを去った後⁽⁴⁸⁾、1554

年10月19日付けのヴェンデル・シェンプ⁽⁴⁹⁾宛の手紙に、以下のように明確に表明されている。パンとキリストのからだは、「物理的、場所的に」は一体化していない。しかし、「 sacramental的に」一体化している。そして、キリストの聖餐制定の言葉（「取って食べよ。これはわたしのからだである。」「マタイによる福音書」26:26）の後に、パンはもはや「単なるしるし」ではなく、「キリストの現在するからだのしるし」である、と告白する⁽⁵⁰⁾。

ここにある、パンとキリストのからだの一体性が、物理的なものではなく、あくまで「 sacramental的な」ものであるという主張は、そのまま『一致信条』のものであり、ルターの聖餐理解と明確に一線を画している。しかも、ツヴィングリの主張である、パンが「単なるしるし」である、という表現を退けながらも、「キリストの現在するからだの」の「しるし」である、と「しるし」という概念にこだわっている。これは、ツヴィングリ的聖餐理解への共感をいまなお表明しているとみることができる。これらは、『一致信条』にあらわれた聖餐理解とまったく一致するものであるといえよう。

フレヒトは、この手紙で、このような聖餐論を、ヴィッテンベルクでの『一致信条』による妥協の成立にいたる前からもっていたと記している。

以上の考察から、招聘当時はザムと同じツヴィングリ派の立場にあり、その後、シュマルカルデン同盟延長にむけての交渉の過程で、ブツァーとともに、ブツァー的（西南ドイツ的）聖餐論へと多少の軌道修正をしたと結論づけられる。しかしこれは、もとの立場と大きく異なるものではなく、スイスへの仲間意識は『一致信条』の成立の過程を通して、一貫して変化することはなかった。フレヒトの立場を「ルター派」と捉えることはできない。

ではこの間、ウルムの市当局は、『一致信条』成立にむけてどのような取り組みをしていたのだろうか。この問題を次章で扱ってみたい。

3. ウルム市当局と『ヴィッテンベルク一致信条』

宗教改革時代のウルムの都市制度は、1397年の「誓約文書」(Schwörbrief)

にもとづいており、この制度は1548年まで変わることがなかった。制度上の最高の統治機関は市参事会 (Rat) であり、都市貴族とツンフト市民から構成されていた。しかし実際には、16世紀前半、政治的・宗教的案を動かしていたのは、「五人委員会」(Fünf Geheimen) と市長であった。五人委員会は2人の都市貴族と3人のツンフト市民から成り、外交に関わる緊急な重要案を、市参事会に代わって決定する権限を持っていた。2人の市長は、3人の都市貴族が交代で互選されたが、その中で宗教改革時代を一貫して、最も活躍したのがベルンハルト・ベッセラーである。ベッセラーは、1514年から1538年まで、市長職にあるときは市長として、市長職からはずれているときは五人委員会のメンバーとして、もっとも大きな政治的影響力を行使し続けた⁽⁵¹⁾。

では、ベッセラーを中心とするウルム市当局は、シュマルカルデン同盟の延長と福音派教義問題の合意にむけて、いかに取り組んだのだろうか。

1) 同盟延長へむけての市当局の取り組み

シュマルカルデン同盟延長に向けてのウルム市当局の積極的な取り組みは、1534年初頭から始まった。これは、シュヴァーベン同盟⁽⁵²⁾の解体と連動している。1534年2月のシュヴァーベン同盟の解体によりウルムは、世俗的有事における背面援護を失うことになる。そのうえシュマルカルデン同盟も延長不可能になれば、宗教的有事に際しても、同盟からの援助を期待することはできず、皇帝の脅威に直接対峙しなければならない。

シュヴァーベン同盟の解体を目前に控えた1534年初頭から、1537年に当初の期限切れを迎えるシュマルカルデン同盟の延長にむけて、ウルム市当局は政策を開始する。1534年1月19日にアウクスブルクで開催される、シュマルカルデン同盟の西南ドイツ諸都市の会議に際し、市当局は、使節に対し同盟延長の交渉をおこなうよう指示している⁽⁵³⁾。

この後ウルム市当局は、西南ドイツ諸都市による会議の承認のもと、シュトラースブルク市当局と連携しながら、ザクセン選帝侯及びもう一人の福音

派の指導的諸侯であるヘッセン方伯に対し、同盟延長にむけて働きかける計画を進めてゆく。1535年6月には、ウルムとシュトラースブルクの使節が、西南ドイツ福音派都市の代表として、2人の諸侯との交渉に向けて出発した⁽⁵⁴⁾。ウルム市当局にとって、シュマルカルデン同盟の延長は、万一の有事に備えて、是非とも実現させなければならない重要案件だったのである。このような努力の結果、結局12月に開催された同盟会議で同盟の延長が確約されるのである⁽⁵⁵⁾。

2) 教義問題解決へむけての市当局の取り組み

シュマルカルデン同盟の延長を脅かしていたのは、前述のように教義問題であった。では、ウルム市当局は、教義問題の解決にいかに取り組んだのであろうか。教義問題の解決なくして同盟の延長はありえない。したがって、同盟延長問題と教義問題への取り組みは同時に進行してゆく。

ウルム市長と五人委員会は、1534年10月29日に、ヘッセン方伯に手紙を出し、同盟の延長と新都市の受け入れ、そして教義問題の解決にむけて交渉を始めた⁽⁵⁶⁾。さらに12月8日、ベッセラーはシュトラースブルク市長シュトルムに、シュマルカルデン同盟の延長のために、教義の合意が緊急に必要である旨、書き送っている⁽⁵⁷⁾。

その後12月26日にカッセルで成立した合意は、1535年3月12日の西南ドイツ諸都市の都市会議で承認され、今後各都市の教会は、説教においても教義においてもこの合意に従うとの確認がなされた⁽⁵⁸⁾。ウルムもこれに同意し、使節はこの結果を市参事会に報告している⁽⁵⁹⁾。その後同盟延長政策はさらに前進し、上述のように1535年12月、シュマルカルデン同盟会議で同盟の延長が決定する。残るは一致信条を成立させることである。

教義問題の合意に向けて1536年5月に西南ドイツ諸都市の神学者がヴィッテンベルクに向かうが、ウルムの使節はフレヒトと市参事会員ナイトハルトである。2人に対して示されたウルム市当局の指針⁽⁶⁰⁾は、教義問題の「最終的一致」にむけて交渉することを命ずるというものである。しかし、そこに

は、次のような条件が挙げられていた。すなわち、この和解は「こと教義に関しては、(1530年の)アウクスブルク(の帝国議会)で皇帝に提出した信仰告白の理解と意味において、その本質を維持せよ」(括弧内、筆者)。しかもこの「信仰告白」とは、ウルムの「市参事会のキリスト教的規定に則った」ものであるという⁽⁶¹⁾。ここにある「キリスト教的規定」とは、1531年8月に公布されたウルムの『教会規定』のことで、教義に関しては『十八の信仰箇条』がそのまま取り込まれている⁽⁶²⁾。すなわち、この和解は、『十八の信仰箇条』に則したものでなければならない、ということである。そして「もし聖餐について和解がなされるとしても、使節は決してこの点を放棄してはならない」と命じている。

この指針は、教義的和解に関して、ウルムが、カッセルでのブツァーとメラントン合意(1534年12月)よりも従来の『十八の信仰箇条』の立場を優先していることを示しているといえよう。ウルム市当局は、カッセルの合意を他の西南ドイツ諸都市とともに承認したはずであるが、この変化の原因はどこに求められるであろうか。この間におこった変化は、シュマルカルデン同盟の延長決定である。同盟の延長が決定され、有事の際の同盟による援助が保証された今、ウルム市当局は、教義問題に関する本来の立場にもどった、と見なしえよう。

では、ウルム市当局はヴィッテンベルクで成立した『一致信条』にいかなる態度を示すのであろうか。

3) 『一致信条』に対する市当局の立場

ヴィッテンベルクから帰るとフレヒトは、『一致信条』反対の嵐に襲われる。市民の大半は本気で反対し、市参事会の大半と五人委員会、とくにベッセラーは怒りをもって不満を表明した⁽⁶³⁾。フレヒトは、7月19日に、ブラーラーへの手紙で、『一致信条』は、「神が平和を愛する教会の奉仕者によって決定させたこと」であり、ブラーラーにとっても「気にいるに違いない」と保証している。一方で、「(ウルムの)多くの人々にとって、『一致信条』がいか

に訝しい (verdächtig) ものであるか、信じられないほどである」と書き送っている⁽⁶⁴⁾。

この手紙でフレヒトが「優柔不断」と非難したウルム市参事会は、9月になっても、同意の決断を示さないままであった。フレヒトは、9月6日に再びブララーに宛てて、市当局の長引く熟慮にふれつつ、『一致信条』へのフレヒトの変わらぬ確信を伝えている⁽⁶⁵⁾。ウルム市参事会は、10月の末になってようやく、不承不承『一致信条』への同意を表明した。これは、同意を表明した11の西南ドイツ諸都市の中で、ビベラッハとならんで最も遅い決断であった⁽⁶⁶⁾。フレヒトはルターに対し、積極的な同意の文書を書こうとしたが、それは市参事会によって妨害され、より控えめな同意文書がウルム聖職者の署名つきでルターに送付されるのである⁽⁶⁷⁾。

10月31日付けのこの文書は、次のような一文を含んでいる。「主にあって、我々は以下のことを確信しています。われわれが受け入れた一致信条は、なによりも聖書と、福音派諸侯の『アウクスブルクの信仰告白』と『信仰告白の弁明』に、さらにまた我々の市当局の教会規定にも適ったものである、ということ⁽⁶⁸⁾」。これは、市参事会の意図にもとづいて書かれたもので、『一致信条』を、ウルムの教会規定を含めたこれらの信仰告白の意味において解釈し、同意するというものである。すなわち、ウルムは、『一致信条』やルター一派の信仰告白を認めつつ、従来のツヴィングリ派の信仰告白に留まるといふ意志表明と解釈できよう。

これに対しルターは、11月14日、ウルムの市参事会に宛て、ウルムの『一致信条』受諾の意志をザクセン選帝侯につたえる旨返信し、『一致信条』が、「誠実にかつ根本的に」すべてのところで承認されることに期待を示している⁽⁶⁹⁾。長期にわたった両派の調停交渉は、同盟延長の決議とこの『一致信条』の成立・承認を経て、ドイツ福音派に、すくなくとも表面的に、一つの信仰共同体をもたらしたことになるのである。

おわりに

宗教改革後のウルムの宗派的変遷を考察する際、フレヒトはしばしば、ウルムをツヴィングリ派からルター派へ方向転換させた人物としてみなされている⁽⁷⁰⁾。しかし、本稿の考察から、フレヒトがウルム着任当初からザムと同じツヴィングリ派の立場にあり、その後の教義問題との取り組みの過程でも、ブツァーに代表される西南ドイツ諸都市の、宗派的範疇から一步もでるものではなかったことが明らかになった。

しかも『一致信条』は、ウルムの信仰告白『十八の信仰箇条』の立場を維持しながら、可能な範囲でルター派に譲歩したにすぎず、それが基本的に『十八の信仰箇条』に立脚している限りにおいて、この時期のウルムは、まだルター派化されてはいなかったと言える。

ここで特筆すべきなのは、『一致信条』が成立した1536年に、ウルムで、1528年初版のザムのカテキズム第二版が出版されたことである。この中の聖餐の教義は、ツヴィングリ的解釈に沿ったものである⁽⁷¹⁾。この出版が誰の意志によるものであるかは明らかにされていないが、出版の事実自体、当時のウルムの宗派的立場を示すものであろう。

フレヒトはブツァーと共に『一致信条』の成立に向けて尽力しており、その過程で又、スイスのツヴィングリ派を『一致信条』に引き入れる努力も行っていった。この努力は『一致信条』成立後の1538年まで続いている。1538年4月にチューリヒでスイス諸都市の説教者の会議が開かれ、そこでブツァーはスイス福音派の理解を得るべく、自ら『一致信条』の説明を行っている。ここでもブツァーは、聖餐におけるキリストのからだはあくまで「天的なもの」で、この世のものであるパンとは区別されることを力説する。聖餐における「キリストのからだ」は空間的な実体と理解されてはいないのである⁽⁷²⁾。ここにはなおツヴィングリの聖餐理解が維持されている。

ブツァーはこの会議の後、会議の報告書を添えてフレヒトに手紙を書いている。スイス側からのある程度の理解を得つつも、不首尾におわった会議の

結果をブツァーはフレヒトに報告し、それでもなお、特に『一致信条』に疑念をもっているチューリヒが、今後いくらかでも『一致信条』に近づくことを期待すると記している⁽⁷³⁾。フレヒトは、ブツァーにとって、最も近い同志の一人だったのである。

このようなブツァー、フレヒト等の努力も空しく、スイス・ツヴィングリ派諸都市は、1538年秋、以後『一致信条』承認に向けての検討を打ち切る事で合意に達した⁽⁷⁴⁾。ここに、ドイツとスイスの福音派は、明確に袂を分かつ事になったのである。この事実は、西南ドイツ福音派諸都市の今後の宗派的動向にすくなからぬ影響を与える事になった。すなわちスイスの「同僚」を失った西南ドイツ諸都市が、ルター派に一層接近することは避けられない運命になったのである。

ところでウルムの市当局と聖職者の対立は、ナウヨークスが夙に指摘しているように、宗教改革実施直後からウルムの構造的な特徴であった⁽⁷⁵⁾。『一致信条』成立の過程においても、同様の構造が垣間見られた。

フレヒトは、教義問題に関するルター派との交渉についてブラーラーに意見を求めた1533年2月の手紙の中で、ウルム市当局の中心人物の一人であるベッセラーについて、「困難なことや、為さねばならない教会の仕事においては、異常なほどの遅延者」である、と苦情を漏らしている⁽⁷⁶⁾。これはそのまま、1536年7月の、同様にフレヒトからブラーラーへの手紙にある市参事会に対する「優柔不断⁽⁷⁷⁾」との批判に通ずるものである。積極的に教義問題の解決にむけて粉骨する聖職者に対して、最終的にそれにブレーキをかける役回りを演じたのがベッセラーに代表される市当局であった。『一致信条』承認の手続きに、他の西南ドイツ諸都市に比べ、ウルムが際立って手間取ったことからみて、世俗権力と聖職者の対立という構図は、福音派都市一般に共通してみられる現象ではなかったであろうと、推測できる。

ベッセラーは、『一致信条』が成立した2年後の1538年6月に、ヘッセン方伯に手紙を出しているが、その中で、「ヴィッテンベルクで起草された箇条は、

決して私の気に入るものではなかった」と記している⁽⁷⁸⁾。ブツァーとフレヒトの譲歩は、厳密な神学的解釈には関心の薄いベッセラーにも、ツヴィングリ派が大半を占める市参事会の大勢にも、過度な譲歩に映ったのである。それはウルム市民の反応をみても明らかである。それにもかかわらず、市参事会が『一致信条』の受け入れを認めたのは、外交的配慮によるものであったといえよう。西南ドイツ諸都市と教義問題の和解を推進してきたウルムとしては、対外的には同意せざるを得なかったのであり、また、シュヴァーベン同盟なき今、「ルター派同盟」であるシュマルカルデン同盟にとどまるための政治的判断でもあった。このことは、市当局が市内に対しては『一致信条』の公表をできるだけ控えたことから、明らかである⁽⁷⁹⁾。

福音主義に基づく新しい教会と国家を形成するにあたり、ひとつの要となる教義の問題で、聖職者と市当局の間には明らかに対立が存在した。聖職者は、ドイツの国境をこえた教会の統一を視野に入れて教義の統一を押し進め、市当局は市内の統一と安定を第一として、教義の統一に逡巡を示した⁽⁸⁰⁾。結局ウルムは『一致信条』を受け入れるが、これもまた市当局の決断によるものであった。フレヒトはこれを「政治家の驚くべき神学問題への干渉」と評しているが⁽⁸¹⁾、これはツヴィングリ派都市の「キリスト教的統治権力」であるとの自己理解に立てば、当然の対応であったといえよう。

1536年の6月にヴィッテンベルクに神学者が集まった際、世俗の統治権力についても議論された。ここでは、政治的色彩を帯びた福音主義によって、西南ドイツにおける新しい福音派教会が世俗当局に従属するという憂慮すべき状況となっていることが、話題にのぼった。ここでルターは、世俗当局が教会を統治することは、その分を超えた事であり、「聖職者が教会を統治すべきである」と言っている⁽⁸²⁾。

『一致信条』成立後、ウルムはルター派への転換に向かって、どのような道をたどってゆくのであろうか。そしてそれにともなって、教会と世俗当局の関係はいかなる変容を示すのであろうか。こうした問題は、今後の課題としたい。

註

- (1) Vgl. H. Brunotte u.a. (Hrsgg.), *Evangelisches Kirchenlexikon*, Bd.1, 2.Aufl., Göttingen 1961, S.370f.
- (2) アウクスブルクの帝国議会については、以下を参照。Vgl. R. Stupperich, *Die Reformation in Deutschland*, 2.Aufl., Gütersloh 1980, S.92ff. ツヴィングリの『信仰の弁明』は、議会開催後に、皇帝宛てに送られてきたものである。Ibid., S.97.
- (3) 拙稿「ウルムの宗教改革——市参事会による福音派外交政策の展開——」『比較都市史研究』第5巻, 第2号, 1986年。
- (4) 拙稿「『十八の信仰箇条』にみる福音派都市ウルムの信仰告白と統治権力」『敬和学園大学研究紀要』第13号, 2004年。
- (5) Vgl. B. Moeller, *Deutschland im Zeitalter der Reformation*, Göttingen 1977, S.134; E. Nübling, *Die Reichsstadt Ulm am Ausgang des Mittelalters (1378-1556)*, Bd.2, Ulm 1907, S.475f.; Stupperich, *Die Reformation*, S.106.
- (6) Vgl. Th. Kaufmann, Wittenberger Konkordie, in: *Theologische Realenzyklopädie* 36, 2004, S.247f.; *D. Martin Luthers Werke : Kritische Gesamtausgabe; Briefwechsel*, Bd.12, Weimar 1967, S.202. (以後, WA Br と略記)。
- (7) Vgl. B. Filtzinger, *Ulm, eine Stadt zwischen Reformation und Dreissigjährigem Krieg : Studien zur gesellschaftlichen, politischen, kulturellen und wirtschaftlichen Entwicklung*, München 1993 (Diss.), S.152; A. Weyermann (Hrsg.), *Nachrichten von Gelehrten, Künstlern und anderen merkwürdigen Personen aus Ulm*, Ulm 1789, S.231f.; W.Enderle, *Konfessionsbildung und Ratsregiment in der katholischen Reichsstadt Überlingen (1500-1618)*, Stuttgart 1990, S.201; B. Breitenbruch, *Münsterprediger und Münsterpredigten vom Beginn des 16. Jahrhunderts bis zum Ende der Reichsstadtzeit*, Stuttgart 1977, S.411; Hans-Martin Kirn, Martin Frecht und die Reformation in Ulm, in: S. Hermie (Hrsg.), *Reformationsgeschichte Württembergs in Porträts*, Holzgerlingen 1999, S.133, 142.
- (8) ウルムが宗教改革の導入を決定するまでにいたる経緯については以下を参照。拙稿「ウルムの宗教改革——市参事会による福音派外交政策の展開——」18-26頁。C.T.Keim, *Die Reformation der Reichsstadt Ulm*, Stuttgart 1851, S.33ff.; P.Hofer, *Die Reformation im Ulmer Landgebiet -religiöse, wirtschaftliche und soziale Aspekte-*, Tübingen 1977 (Diss.), S.69ff.; E. Naujoks, *Obrigkeitsgedanke, Zunftverfassung und Reformation*, Stuttgart 1958, S.64ff.
- (9) Vgl. Keim, *op.cit.*, S.230; Hofer, *op.cit.*, S.82ff.; J. Endriß, *Das Ulmer Reformationsjahr 1531*, 2. Aufl., Ulm 1931, S.22ff.; E.Trostel, *Das Kirchengut im Ulmer Territorium. Eine Untersuchung der Verhältnisse vor und nach der*

Reformation, Ulm 1976, S.99.

- (10) 『アウクスブルクの信仰告白』も『信仰告白の弁明』も、メランヒトンによって起草されたものであるが、前者は1530年のアウクスブルクの帝国議会で皇帝に提出されたルター派信仰告白である。後者は、その後この議会の進行の過程で、カトリックの見解に論駁する狙いで、『アウクスブルクの信仰告白』の注解の文書として補足的に提出されたものである。Vgl. Stuppeich, *Die Reformation*, S.95-98.
- (11) H. Virck, O. Winckelmann, H. Gerber und W. Friedensburg (Hrsgg.), *Politische Correspondenz der Stadt Strassburg im Zeitalter der Reformation*, Bd.2, Strassburg 1887, S.122. (以下, PC と略記)。
- (12) 「ニュルンベルクの和解」成立前後の事情については以下を参照。E. Fabian (Hrsg.), *Die Beschlüsse der oberdeutschen schmalkaldischen Städtetage, 3.Teil: 1533-1536*, Tübingen 1960, S.34ff.; Stupperich, *Die Reformation*, S.100f.
- (13) Endriß, *op.cit.*, Anhang, S.116.
- (14) O. Frei (bearbeitet), *Zwingli Hauptschriften*, Bd.3, Zürich 1947, S.5.
- (15) Vgl. A. Laube (Hrsg.), *Flugschriften vom Bauernkrieg zum Täuferreich (1526-1535)*, Berlin 1992, Bd.1, S.37
- (16) *Die Bekenntnisschriften der evangelisch-lutherischen Kirche*, hrsg. im Gedenkjahr der Augusburgischen Konfession 1930, 12.Aufl., Göttingen 1998, S.64.
- (17) 1520年代半ば, 聖餐における「キリストのからだの真の實在」をめぐる議論が福音派内部で交わされた。Vgl. Th.Kaufmann, *Zwei unerkannte Schriften Bucers und Capitos zur Abendmalsfrage aus dem Herbst 1525*, in: *Archiv für Reformationsgeschichte* 81, 1990, S.170ff.
- (18) Endriß, *op.cit.*, Anhang, S.117.
- (19) ツヴェイングリは, 教会の外的事柄に関する市当局の権限を認めただけでなく, 教会の内的問題, すなわち宗教問題に関しても, 市当局に決定権を委ねたのである。Vgl. H. Klüeting, *Das Konfessionelle Zeitalter 1525-1648*, Ulm 1989, S.178f.
- (20) M. Brecht, Ulm 1530-1547, Entstehung, Ordnung, Leben u. Probleme einer Reformationskirche, in: H. E. Specker (Hg.), *Die Einführung der Reformation in Ulm, Geschichte eines Bürgerentscheids*, Ulm 1981, S.15; W.-U. Deetjen, Licentiat Martin Frecht, Pfessor und Prädikant (1494-1556), in: Specker (Hg.), *Die Einführung*, S.292.
- (21) この「一致信条」は, 「聖餐について」「洗礼について」「罪の許しについて」「教会の共同体について」から成っている。J. G. Walch (Hrsg.), *Martin Luthers Sämtliche Schriften; Bd.17: Dr. Martin Luthers Reformations-Schriften; Abt. 1: Zur Reformationshistorie gehörige Dokumente*, St. Louis, Miss. 1901, Sp.2087-2090.

- (22) Vgl. H. Fagerberg, *Die Theologie der lutherischen Bekenntnisschriften von 1529 bis 1537*, Göttingen 1965, S.196.
- (23) Vgl. E. Bizer, *Studien zur Geschichte des Abendmahlsstreits im 16. Jh.*, Gütersloh 1940, S.116, 122.
- (24) Walch (Hrsg.), *op.cit.*, Sp.2052. これは、1535年のカッセルにおけるメランヒトンとブツァーの会談に際して、ルターがメランヒトンに託した文書の中に書かれていた表現である。Vgl. Stupperich, *Die Reformation*, S.104.
- (25) Endriß, *op.cit.*, Anhang, S.116.
- (26) Vgl. H. E. Specker, *Ulm. Stadtgeschichte*, Ulm 1977, S.108; K.Hoffmann, Konrad Sam und die Reformation in Ulm, in: S. Hermie (Hrsg.), *Reformationsgeschichte Württembergs in Porträts*, Holzgerlingen 1999, S.93.; Keim, *op.cit.*, S.64ff.; M. Brecht, Ulm und die deutsche Reformation, in: *Ulm und Oberschwaben 17/18*, 1978, S.100.
- (27) Hofer, *op.cit.*, S.72, Anm.33.
- (28) Hofer, *op.cit.*, S.69f.
- (29) Vgl. Laube (Hrsg.), *op.cit.*, S.38.; J. Haller, Die Ulmer Katechismuskliteratur vom 16. bis 18. Jahrhundert; in: *Blätter für Württembergische Kirchengeschichte* 9, 1905, S.43.
- (30) Laube (Hrsg.), *op.cit.*, S.116ff.
- (31) Vgl. K. Hoffmann, Konrad Sam (1483-1533), der Prediger des Rats zu Ulm, in: Specker (Hrsg.), *Die Einführung*, S.246ff., 261.
- (32) Vgl. Keim, *op.cit.*, S.122ff.; Hofer, *op.cit.*, S.77ff.; B. Appenzeller, *Die Münsterprediger bis zum Übergang Ulms an Württemberg 1810*, Weißenhorn 1990, S.28.
- (33) Vgl. Keim, *op.cit.*, S.247.
- (34) ザムのカテキズムについては、以下に詳しい。Haller, *op.cit.*, S.43ff. Vgl. Hoffmann, Konrad Sam und die Reformation in Ulm, S.100f.
- (35) Vgl. Kirn, *op.cit.*, S.114f., 118; Hoffmann, Konrad Sam und die Reformation in Ulm, S.104-106; Brecht, *Ulm 1530-1547*, S.16; Deetjen, *op.cit.*, S.180; Appenzeller, *op.cit.*, S.33.
- (36) M.Luther, *D.Martin Luthers Werke, Kritische Gesamtausgabe, Briefwechsel*, Bd.6, Weimar 1935, S.173.
- (37) Vgl. Brecht, *Ulm 1530-1547*, S.18.
- (38) エコランパディウスとブラーラーは、1531年春にウルムの宗教改革実施の協力を要請するためにウルムの「九人委員会」が招聘した3人の神学者のうちの2人である。本稿102頁参照。コンスタンツのツヴィングリ派神学者ブラーラーはフレヒトと親しい関係にあり、その書簡集 (*Briefwechsel der Brüder Ambrosius und*

Thomas Blaurer : 1509-1548 / hrsg. von der Badischen Historischen Kommission, bearb. von T. Schiess, Bd. 1: 1509-Juni 1538, Freiburg i. Br. 1908.
(以下, *BrBl* 1と略記)には, フレヒトと交わした手紙が多く収録されている。
Vgl. Deetjen, *op.cit.*, S.285.

(39) *BrBl* 1, S.296.

(40) *BrBl* 1, S.296, Anm. 1.

(41) Vgl. Deetjen, *op.cit.*, S.299.

(42) *BrBl* 1, S.384, Anm. 1.

(43) *BrBl* 1, S.384.

(44) E. Fabian (Hrsg.), *op.cit.*, S.170.

(45) M.Luther, *D.Martin Luthers Werke, Kritische Gesamtausgabe, Briefwechsel*,
Bd.7, Weimar 1937, S.272f.

(46) *BrBl* 1, S.637.

(47) 本稿116-117頁参照。

(48) 1547/48年のシュマルカルデン戦争で, 皇帝に福音派が破れると, 皇帝は福音派にインテリム(仮信条協定——宗教問題の最終的解決まで, 福音派に対しカトリックへの復帰を要求)の受けいれを強要した。フレヒトはインテリムを受け入れることに反対したが, 市参事会は皇帝の圧力に屈し, 1548年6月末にインテリムを受け入れた。その結果フレヒトは, 1549年ウルムから追放される。Vgl. Kirn, *op.cit.*, S.135ff.

(49) シェンプはフレヒトと同様ウルムの聖職者だった人物で, フレヒトとともにウルムを去り, 後に(1556年)フレヒトの説教を編集した。Vgl. Deetjen, *op.cit.*, S.270.

(50) Deetjen, *op.cit.*, S.283f.

(51) Vgl. Specker, *Ulm. Stadtgeschichte*, S.54f., 111; H. G. Walter, Bernhard Besserer und die Politik der Reichsstadt Ulm während der Reformationszeit, in: *Ulm und Oberschwaben* 27, 1930, S.48f.,57f.; Deetjen, *op.cit.*, S.292; Brecht, *Ulm 1530-1547*, S.14; Filtzinger, *op.cit.*, S.147f.

(52) シュヴァーベン同盟は, 西南ドイツ地域の相互の平和と防衛を目的として, この地域の帝国都市, 貴族, 諸侯たちを構成員として, 1488年に成立した同盟である。Vgl. Specker, *Ulm. Stadtgeschichte*, S.70f. 1532年8月に, 皇帝からシュヴァーベン同盟の延長を望む勅書が出されて以来, 延長の是非についてシュマルカルデン同盟内では討議が続けられていた。しかし, ヘッセン方伯が, 皇帝を保護者とするシュヴァーベン同盟の延長に反対したため, 同盟解体が決定した。Vgl. Fabian (Hrsg.), *op.cit.*, S.18,29; Walter, *op.cit.*, S.37,43.

(53) Fabian (Hrsg.), *op.cit.*, S.114f.

(54) *PC.*, Bd.2, S.275. (1535年6月16日付けの, ウルムの五人委員会からシュトラ

ースブルクの十三人委員会への手紙)。

- (55) *PC.*, Bd.2, S.321.
- (56) Fabian (Hrsg.), *op.cit.*, S.142f.
- (57) *PC.*, Bd.2, S.236.
- (58) Fabian (Hrsg.), *op.cit.*, S.193.
- (59) Fabian (Hrsg.), *op.cit.*, S.198.
- (60) Fabian (Hrsg.), *op.cit.*, S.311f.
- (61) 1530年のアウクスブルク帝国議会でウルムが独自の信仰告白を出したことはかなり確実視されているが、実証はされていない。Vgl. Weyermann (Hrsg.), *op.cit.*, S.232f.; Haller, *op.cit.*, S.43. しかしこの史料は、ウルムがやはり信仰告白を提出したことを傍証しているといえよう。
- (62) ウルムの『教会規定』(Kirchenordnung)は、「十八の信仰箇条」を作成した4人の神学者とウルム市参事会が共同で作成したものである。内容は、教義・聖職者・儀式・規律等から成っており、新しい教会制度と市参事会の教会統治を規定している。以下を参照。Hofer, *op.cit.*, S.89; Endriß, *op.cit.*, S.76ff.; Keim, *op.cit.*, S.241ff.
- (63) Vgl. Deetjen, *op.cit.*, S.300; Kirn, *op.cit.*, S.131; Haller, *op.cit.*, S.47.
- (64) *BrBl* 1, S.809.
- (65) *BrBl* 1, S.820.
- (66) Vgl. Kaufmann, Wittenberger Konkordie, S.248.
- (67) Vgl. Brecht, Ulm 1530-1547, S.19; Kirn, *op.cit.*, S.131.
- (68) Walch (Hrsg.), *op.cit.*, Sp.2134.
- (69) Walch (Hrsg.), *op.cit.*, Sp.2135.
- (70) 本稿註(7)参照。
- (71) Vgl. Kirn, *op.cit.*, S.131f.; Haller, *op.cit.*, S.47f.
- (72) Walch (Hrsg.), *op.cit.*, Sp.2157-2159.
- (73) Walch (Hrsg.), *op.cit.*, Sp.2160f.
- (74) Vgl. Kaufmann, Wittenberger Konkordie, S.248; M. Brecht, *Luthers Beziehung zu den Oberdeutschen und Schweizern von 1530/1531 bis 1546*, in: *Leben und Werk Martin Luthers von 1526 bis 1546*, hrsg. von H. Junghans, Bd.1, Berlin 1983, S.514.
- (75) ナウヨークスは、ウルムの教会改革における実権をめぐる市当局と聖職者の対立を取り上げ、最終的に前者の主導する教会改革が行われる経緯を論じている。Vgl. Naujoks, *op.cit.*, S.75ff.
- (76) *BrBl* 1, S.385.
- (77) 本稿115頁参照。
- (78) Walter, *op.cit.*, Beilage V., S.67.

(124)

(79) Hofer, *op.cit.*, S.156, 165f.

(80) Vgl. Hofer, *op.cit.*, S.155f., 165; Kaufmann, *Wittenberger Konkordie*, S.243.

(81) Brecht, *Ulm 1530-1547*, S.19.

(82) Bizer, *op.cit.*, S.112.

欧文タイトル：

Die Entstehung der Wittenberger Konkordie und die konfessionelle Politik der evangelischen Reichsstadt Ulm